役員選任方法に関する細則 (案)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条　この細則は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター定款第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの役員の選任方法に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 役員の選任

(理事の選任)

第 2 条　理事は、理事会が推薦する者及び 1 0 以上の正会員の推薦を受けた者の中から選任する。ただし、一つの正会員の推薦できる候補者は 1 名とする。

2　前項による候補者の数が定款で定める定数の範囲内の場合は、その候補者が理事となる。ただし、総会において出席正会員の議決総数の過半数の不信任があった場合には、理事となることができない。

3　第 1 項による候補者の数が定款で定める定数の上限を超える場合は、理事の定数上限連記の選挙により、理事を選任する。ただし、当選者となるためには、出席正会員の議決総数の過半数の得票数を得なければならない。この選挙においては累積投票は行わない。

4　前項の信任投票の結果、得票数の同じ候補者がいる場合には、抽選により順位を定める。

5　第 2 項及び第 3 項の結果、定数の下限に満たない場合の選任方法は総会で定める。

6　正会員の推薦を受けた候補者になるためには、所定の届出用紙に候補者本人及び候補者を推薦する 1 0 以上の個人正会員もしくは団体正会員の代表者の署名捺印をし、現任の役員が任期内に迎える最終の会計年度の 3 月 1 日から 3 月 3 1 日の間に理事長に提出しなければならない。

(監事の選任)

第 3 条　監事の選任には、前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは、「監事」と読み替えるものとする。

(欠員及び増員による役員の選任)

第 4 条　欠員及び増員により、理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。この場合において、第 2 条第 6 項の「現任の役員が任

期内に迎える最終の会計年度の最終月間内」とあるのは、「総会開催の通知を行った日から総会開催日の前日まで」と読み替えるものとする。

附則

1　この細則は、当センターの設立許可のあった日から施行する。